

ご 案 内

当院は、厚生労働大臣の定める基準による看護・施設基準を関東信越厚生局長に届け出ている医療機関です。

※7F病棟30床に対しては『地域包括ケア病棟入院料2』の届出を行っております。

1日に6人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しております。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

- ・9：00～17：00まで看護職員一人当たり受け持ち数は8人以内です。
- ・17：00～9：00まで看護職員一人当たり受け持ち数は15人以内です。

※5F・6F病棟56床に対しては『療養病棟入院料1』の届出を行っております。

1日に11人以上の看護職員（看護師・准看護師及び看護補助者）が勤務しております。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

- ・9：00～17：00まで看護職員一人当たり受け持ち数は12人以内です。
- ・17：00～9：00まで看護職員一人当たり受け持ち数は19人以内です。

※食事療養に関しては『入院時食事療養（I）』の届出を行っており、管理栄養士の管理のもと食事療養を適時（夕食については午後6時以降）・適温で提供致しております。

※結石治療は『体外衝撃波腎・尿管結石破碎術』の施設届出を行っております。

※当院では慢性維持透析を行っている患者様に対し、下肢抹消動脈疾患に関する検査を行っております。検査の結果、専門的な治療が必要だと判断した場合は、その旨をご説明し同意を頂いたうえで、連携医療機関へ紹介させて頂いております。

※その他、『感染対策向上加算3』、『地域包括ケア病棟入院料看護職員配置加算』、『療養病棟療養環境加算1』、『療養病棟在宅復帰機能強化加算』、『療養病棟夜間看護加算』、『療養病棟看護補助者体制充実加算2』、『療養病棟褥瘡対策加算1』、『診療録管理体制加算3』、『入院支援加算2』、『人工腎臓導入期加算1』、『人工腎臓慢性維持透析を行った場合1』、『透析液水質確保加算及び慢性維持透析加算』、『後発医薬品使用体制加算1』、『下肢末梢動脈疾患指導管理加算』、『CT撮影及びMRI撮影（16列以上マルチスライス型）』、『運動器リハビリテーション料Ⅱ』、『脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅲ』、『廃用症候群リハビリテーション料Ⅲ』、『データ提出加算2』、『検体検査管理加算Ⅱ』、『医療情報取得加算1』、『外来在宅ベースアップ評価料(1)2』、『入院ベースアップ評価料40』、『別添1の「第14の2」の1の3に規定する在宅療養支援病院』、『外来データ提出加算』の届出を行っております。

- ・厚生労働省の後発医薬品推進の方針に従って、当院でも後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。後発医薬品の採用に当たっては、品質確保・十分安全な情報提供・安定供給等、当院の定める条件を満たし、有効かつ安全な製品を採用しております。後発医薬品への変更について、ご理解ご協力をお願い致します。
- ・算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を交付する体制を整えております。希望されない方は受付までお申し出下さい。
なお公費負担医療の受給者で医療費の自己負担の無い方も含まれます。
- ・当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めております。正確な情報を取得・活用する為に、マイナ保険証の利用にご協力をお願いします。
（保険証の使用によって初診時の加算が異なります。ご了承ください。）
- ・患者様から求めがあったときに、医療安全管理者、個人情報保護担当者等による相談及び支援が受けられる体制を整えております。（院内別掲示をご参照願います）